

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進事業(住民検診)の実施に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、健康増進事業(住民検診)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

金沢市長

## 公表日

令和7年1月14日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業(住民検診)の実施に関する事務
②事務の内容	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)に基づき、以下の事務を実施する。 お勤めされていない方などのうち特定の年齢の方を対象とし、受診券を交付し受診勧奨する。</p> <p>①対象者に受診券を発送する。 ②対象者は、医療機関での個別検診か特定の施設での集団検診で受診する。 ③受診データが金沢市に送付される。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第111項の規定により、健康増進法第17条第1項及び第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務において個人番号を利用する。</p> <p>&lt;中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容&gt;</p> <p>・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)</p>
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	健康情報システム
②システムの機能	<p>①入力機能 ・検診を受けた者の入力や履歴の管理する。</p> <p>②照会機能 ・対象者の把握並びに検診の受診履歴及び受診結果の確認をする。</p> <p>③発券機能 ・対象者に受診券を発行する。</p> <p>④データ抽出・集計機能 ・受診結果等の抽出・集計をする。</p>
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 申請管理システム )

### システム2~5

システム2	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。</p> <p>②住民票の写し等の交付機能 ・住民からの交付申請に応じて住民票の写し等の発行を行う。</p> <p>③住民基本台帳の統計機能 ・異動種別や人口動態の集計表を作成する。</p> <p>④法務省への通知事項の作成機能 ・外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。</p> <p>⑤連携機能 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの住民票記載項目及び庁内事務で使用する住民情報の連携を行う。</p> <p>&lt;&lt;本事務における使用機能及びその使用目的&gt;&gt; ・住民検診対象者の住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、住民検診対象者情報を最新化するために住民記録管理機能を使用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等    [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療制度保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム )</p>

システム3	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<p>①課税情報管理機能 ・各税目ごとに課税情報の管理を行う。</p> <p>②賦課機能 ・賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行い、本人あて通知する。</p> <p>③収納滞納管理機能 ・収納・滞納状況を管理し、督促状等の発送及び還付・充当処理を行う。</p> <p>④宛名管理機能 ・納税者の宛名等を管理する。</p> <p>&lt;&lt;本業務における使用機能及びその使用目的&gt;&gt;</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他    ( 市税滞納管理システム )</p>
システム4	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>④情報提供機能 ・各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>⑤情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他    ( 中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム )</p>



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
住民検診ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第111項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(139の項)</p> <p>(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業」が含まれる項(139の項)</p>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉健康局健康政策課
②所属長の役職名	福祉健康局健康政策課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民検診ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された本市住民で検診等の対象者。
その必要性	健康増進法として実施される検診等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否かの確認に必要なため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	個人番号、その他識別情報(内部番号): 本人確認及び内部情報照会の索引とするために必要 4情報: 本人確認資料のために必要 健康・医療関係情報: 検診結果の管理のために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	福祉健康局健康政策課



### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 庁内LAN )
③使用目的 ※		健康増進事業の実施に関して、住民情報、検診結果情報の照会、入力等が必要なため。
④使用の主体	使用部署	福祉健康局健康政策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①がん検診等を受診した結果をシステムに取り込み管理する。 ②結果の集計を行う。
情報の突合		受診結果と住民票関係情報の突合し、資格有無の確認を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> ( 1 ) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない





(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民検診ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本市市民課(住民基本台帳関係情報)からの入手 ・あらかじめ定められたバッチ処理にて情報を入手するため、対象者以外の情報を入手することはない
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク&gt; ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。</li> <li>・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]                      <選択肢> 1) 行っている                      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。</li> <li>・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。</li> <li>・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。</li> <li>・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。</li> </ul>

その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;従業者が事務外で使用するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。</li> <li>・健康情報システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 (アクセスログ項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など)</li> <li>・アクセスログは1年間ハードディスクに保存し、それ以前のアクセス記録については、7年間分媒体による管理を行う。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康情報システムの構成上、個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスは発生しない。</li> <li>・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。</li> </ul>		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する</li> <li>・特定個人情報の目的外利用を禁止する</li> <li>・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する</li> <li>・特定個人情報の外部への持ち出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する</li> <li>・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する</li> <li>・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する</li> <li>・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する</li> <li>・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる</li> <li>・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する</li> <li>・健康情報システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・健康情報システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている</li> <li>・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない      4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。</li> <li>・健康情報システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>・健康情報システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康情報システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内又は委託データセンター内のどちらかに限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、健康情報システム(次期)においては、委託データセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。</li> <li>本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。</li> <li>再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。</li> <li>システム運用支援に係る委託作業において、受託者が作業を行う場合、入退出管理及び監視カメラ設置がなされた室内で、職員の監視下にて実施する。</li> </ul> <p>&lt;委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する</li> <li>委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する</li> <li>健康情報システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。</li> <li>健康情報システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。</li> <li>職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする</li> </ul>	
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;不適切な方法で提供・移転が行われるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。</li> </ul> <p>&lt;誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。</li> <li>データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  接続しない(入手)  接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;番号連携システムのソフトウェアにおける措置&gt;                  ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能                  (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの                  (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;番号連携システムのソフトウェアにおける措置&gt;                  ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛番号など)又は特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p><input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
-------------	--



情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

<p>①事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[ 発生なし ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>		
<p>再発防止策の内容</p>		
<p>その他の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。</li> <li>・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。</li> <li>・定期的にバックアップを行う。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。</li> <li>・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。</li> <li>・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。</li> <li>・健康情報システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。</li> <li>・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。</li> <li>・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼働状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。</li> </ul>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

8. 監査

実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;業務システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。</li><li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。</li></ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</li><li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</li></ul>	

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2348
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福祉健康局健康政策課 電話 076-220-2233
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月13日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担	保健局健康政策課長 桶田 光一	保健局健康政策課長 山森 健直	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・停	金沢市市長公室広報広聴課市政情報係	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成28年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担	保健局健康政策課長 山森 健直	保健局健康政策課長 山口 和俊	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用	システムを利用する職員を特定し、システム管理者が個人ごとにユーザーIDを割り当てると	システムを利用する職員を特定し、システム管理者が個人ごとにユーザーIDを割り当てると	事後	特定個人情報の漏えいその他の
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担	保健局健康政策課長 山口 和俊	保健局健康政策課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	2015/10/30	2019/6/28	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	発生なし	発生あり	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	—	帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務受託者作業員がシステムによるシステム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下で	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	—	—	事後	重要な変更項目でないため
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	住民検診システム	健康情報システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	1 照会機能: 検診受診者台帳を検索 2 管理機能: 検診受診者を管理	①入力機能 ・検診を受けた者の入力や履歴の管理する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	なし	既存住民基本台帳システム、宛名システム等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	ダウンリカバリシステム、戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険	戸籍システム、市税滞納管理システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年3月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	・宛名番号 ・個人番号 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・郵便番号 ・住所	別紙のとおり	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	委託しない	委託する	事前	重要な変更
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	—	健康情報システム運用支援業務	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	—	健康情報システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答及び軽微な法制度	事後	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	—	10人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	—	富士通株式会社北陸支社	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	—	再委託する	事前	重要な変更
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	—	再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要	—	健康情報システムの進捗管理、品質管理、問題点管理	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和3年3月31日	Ⅲ リスク対策 3. 個人情報の利用	住民検診システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。	健康情報システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。	事前	重要な変更
令和3年3月31日	Ⅲ リスク対策 3. 個人情報の利用	・システムを利用する職員を特定し、システム管理者が個人ごとにユーザーIDを割り当てるとと	・健康情報システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアク	事前	重要な変更
令和3年3月31日	Ⅲ リスク対策 3. 個人情報の利用	<従業者が事務外で使用するリスク>	<従業者が事務外で使用するリスク>	事前	重要な変更
令和3年3月31日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取	委託しない	委託する	事前	重要な変更
令和3年3月31日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取	—	定めている	事前	重要な変更
令和3年3月31日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取		・特定個人情報の第三者への開示又は提供を禁止する。	事前	重要な変更
令和3年3月31日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取		十分に行っている	事前	重要な変更
令和3年3月31日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取		・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、	事前	重要な変更
令和3年3月31日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取		十分である	事前	重要な変更
令和3年3月31日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取		委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。 ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特	事前	重要な変更
令和3年3月31日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者への教育・啓発	<業務システムの運用における措置> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の	<業務システムの運用における措置> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の	事前	重要な変更
令和3年3月31日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価	2019/6/28	2021/3/31	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年6月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年6月28日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担	保健局健康政策課	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担	保健局健康政策課長	福祉健康局健康政策課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	保健局健康政策課	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	保健局健康政策課	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	富士通株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社石川支社	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	再委託する	再委託しない	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、	—	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要	健康情報システムの進捗管理、品質管理、問題点管理	—	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報の取扱いに	保健局健康政策課	福祉健康局健康政策課	事後	重要な変更項目でないため